

第1号様式（第2条関係）

指定特定非営利活動法人としての指定を受けるための申出書

年 月 日 (宛先) 名古屋市長	主たる事務所の所在地	〒		電話 () —
				FAX () —
	(フリガナ)			
	法人名			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名			
	所轄庁	<input type="checkbox"/> 名古屋市長 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	設立年月日	年 月 日	本申出において適用する 条例第4条第1項第3号に掲げる基準	<input type="checkbox"/> 寄附者・寄附金 <input type="checkbox"/> 従事者・時間数
	事業年度	月 日から 月 日まで		
	過去の指定の有無 (過去の指定の有効期間)	有・無 (年 月 日から 年 月 日まで)		
指定取消の有無 (取消日)	有・無 (年 月 日)			
過去の認定・特例認定の有無 (過去の認定・特例認定の有効期間) (過去に認定・特例認定した所轄庁)	有 (<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 特例認定) ・無 (年 月 日から 年 月 日まで) ()			
認定・特例認定の取消の有無 (取消日) (取り消した所轄庁)	有 (<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 特例認定) ・無 (年 月 日) ()			
名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第2条第1号の指定を受けたいので申し出ます。				
(現に行っている事業の概要)				
_____ _____ _____ _____ _____				
市内の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役職	
〒				
電話 () — FAX () —				
〒				
電話 () — FAX () —				

注 該当する□の中にレ印をつけてください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注意事項)

- ・ 申出書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ指定申出書を提出することができません。
- ・ 過去に指定、認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ指定申出書を提出することができません。
- ・ 過去に指定（有効期間の更新を除きます。）又は指定取消を複数回受けている場合は、直近の指定の有効期間又は取消日を記載してください。
- ・ 過去に認定（有効期間の更新を除きます。）又は認定取消を複数回受けている場合は、直近の認定の有効期間又は取消日を記載してください。
- ・ 申出書には「指定を受けるための申出書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・ 「市内の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所のうち市内にあるものを全て記入してください。

申出法人名	
-------	--

市内の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		

指定を受けるための申出書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申 出 書 ・ 添 付 書 類		チェック
指定特定非営利活動法人としての指定を受けるための申出書		
1 指定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
指定基準チェック表①②		
地域の課題の解決に資する事業の実施状況等（表②付表）		
ア、イのいずれか1つの基準を選択してください。		
ア 寄附者・寄附金基準		
指定基準チェック表③（寄附者・寄附金基準用）		
寄附者名簿		
イ 従事者・時間数基準		
指定基準チェック表③（従事者・時間数基準用）		
ボランティア名簿		
指定基準チェック表④		
指定基準チェック表⑤		
役員 の 状 況（表⑤付表1）		
帳簿組織の状況（表⑤付表2）		
指定基準チェック表⑥		
役員等に対する報酬等の状況（表⑥付表1）		
役員等に対する資産の譲渡等の状況等（表⑥付表2）		
指定基準チェック表⑦		
指定基準チェック表⑧⑨⑩		
欠格事由チェック表		
2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
3 実績判定期間内の各事業年度の事業報告書等		
事業報告書		
計算書類（活動計算書、貸借対照表）		
財産目録		
年間役員名簿（役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者への報酬の有無を記載した名簿）		
社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した名簿		
4 最新の役員名簿		
5 定款等		
定款		
認証に関する書類の写し		
登記に関する書類の写し		

（注意事項）

所轄庁が名古屋市であるNPO法人の場合は、3～5の書類を添付する必要ありません（条例3②）。

(注意事項)

- ・ 指定の有効期間の更新を受けようとする法人は、指定の有効期間満了の日の7月前の日の属する月の初日から5月前の属する月の末日までの間（更新申出期間）に更新の申出をしなければなりません。この更新申出期間内に更新の申出をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申出期間内に更新の申出をすることができない場合は除きます。）は、改めて指定の申出を行うこととなります。
- ・ 指定の有効期間の欄には、直近の指定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- ・ 申出書には「指定の有効期間の更新の申出書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。（既に提出している書類のうち、その記載した事項に変更のないものを除きます。）
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・ 「市内の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所のうち市内にあるものを全て記入してください。

申出法人名	
-------	--

市内の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		

指定の有効期間の更新の申出書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申 出 書 ・ 添 付 書 類		チェック
指定特定非営利活動法人の指定の有効期間の更新の申出書		
1 指定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
指定基準チェック表①②		
地域の課題の解決に資する事業の実施状況等（表②付表）		
ア、イのいずれか1つの基準を選択してください。		
ア 寄附者・寄附金基準		
指定基準チェック表③（寄附者・寄附金基準用）		
寄附者名簿		
イ 従事者・時間数基準		
指定基準チェック表③（従事者・時間数基準用）		
ボランティア名簿		
指定基準チェック表④		
指定基準チェック表⑤		
役員 の 状 況（表⑤付表1）		
帳簿組織の状況（表⑤付表2）		
指定基準チェック表⑥		
役員等に対する報酬等の状況（表⑥付表1）		
役員等に対する資産の譲渡等の状況等（表⑥付表2）		
指定基準チェック表⑦		
指定基準チェック表⑧⑨⑩		
欠格事由チェック表		
2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
3 実績判定期間内の各事業年度の事業報告書等		
事業報告書		
計算書類（活動計算書、貸借対照表）		
財産目録		
年間役員名簿（役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者への報酬の有無を記載した名簿）		
社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した名簿		
4 最新の役員名簿		
5 定款等		
定款		
認証に関する書類の写し		
登記に関する書類の写し		

（注意事項）

- 1 所轄庁が名古屋市であるNPO法人の場合は、3～5の書類を添付する必要ありません（条例3②）。
- 2 「指定基準チェック表⑤」イ欄及び「指定基準チェック表⑧並びに⑩」欄の記載は必要ありません。

指定基準チェック表①②

法人名	
-----	--

指定基準チェック表①（事務所の所在地に関する基準）

市内に事務所を有すること 【留意事項】 1 「事務所を有している」とは、主たる事務所又は従たる事務所として、定款上の事務所が市内にあることをいいます。 2 実績判定期間から指定時まで市内に事務所を有している必要があります。							チェック欄
実績判定期間内の各事業年度	自	① 年 月 日	② 年 月 日	③ 年 月 日	④ 年 月 日	⑤ 年 月 日	申出時
	至	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
名古屋市内の事務所の有無		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

指定基準チェック表②（活動の内容に関する基準）

市内で行う特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するものであり、かつ、当該事業が継続して行われる見込みがあると認められること							チェック欄
項 目	①	②	③	④	⑤	申 出 時	
市内で行う特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するものである	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	
上記の事業を継続して行う見込みである	はい ・ いいえ						

（注意事項）

- ・ チェック欄には、表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（表③以下についても同様です）。
- ・ 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
- ・ 指定基準チェック表①②は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時及び指定の有効期間の更新の申出時においても記載及び添付する必要があります。

「指定基準チェック表①」記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	実績判定期間内の各事業年度を「㉓」から「㉔」の各欄に記載（実績判定期間が2年の法人は「㉓」、及び「㉔」「申出時」欄のみ記載）します。	
「名古屋市内に事務所を有している」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	

「指定基準チェック表②」記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「市内で行う特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するものである」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	「㉓」から「㉔」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「㉓」から「㉔」）を示したものです。
「上記の事業を継続して行う見込みである」欄	指定の有効期間中も上記の事業を継続して行う見込みである場合には「はい」、見込みでない場合には「いいえ」に○をします。	

法人名	
-----	--

1 法人が解決しようとする地域の課題について、以下の項目を記載してください。

具体的な地域の課題の内容	
対象とする地域	

2 1の課題の解決に資する市内で実施した特定非営利活動に係る事業（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに実施した事業）について、以下の項目を記載してください。

事業名（ ）

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時
具体的な事業内容						
実施年月日						
実施場所						
従事者の人数						
受益対象者の範囲及び人数						
収益						
費用						

（注意事項）

- ・ 「地域の課題の解決に資する事業の実施状況等（表②付表）」は、条例13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。

表②付表（次葉）

3 2の事業の指定の日（指定を受けることが見込まれる日）の属する事業年度を含めた5事業年度分の実施予定について、以下の項目を記載してください。

項 目	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目
具体的な事業内容					
実施予定年月日					
実施予定場所					
従事者の予定人数					
受益対象者の範囲及び 予定人数					
収益見込み額					
費用見込み額					

（注意事項）

- ・ 「地域の課題の解決に資する事業の実施状況等（表②付表）」は、条例13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。

指定基準チェック表③ (市民等からの支援に関する基準【寄附者・寄附金基準用】)

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
実績判定期間内の各事業年度中の寄附者の数が年平均50人以上であり、かつ、寄附金の額が年平均15万円以上であること			
チェック欄			
【留意事項】 1 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附のみを数えてください。 2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。 3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、寄附者数及び寄附金額に含めないでください。			

●寄附者の数

	a	b	c	d	e
寄附者の数が50人以上である	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者の数のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

○ 実績判定期間内において、寄附者の数が年50人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均50人以上かどうかを判定してください。

寄附者の数	a	b	c	d	e	合計		
	人	人	人	人	人	A	人	
実績判定期間の月数							B	月
(注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。								

$$\frac{\text{実績判定期間の寄附者数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \text{ 人}}{B \text{ 月}} \times 12 \geq 50 \text{ 人}$$

●寄附金の額

	a	b	c	d	e
寄附金の額が15万円以上である	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附金の額のみを数えていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの寄附を寄附金の額から除いていますか。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年15万円未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均15万円以上かどうかを判定してください。

寄附金の額	a	b	c	d	e	合計		
	円	円	円	円	円	A	円	
実績判定期間の月数							B	月
(注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。								

$$\frac{\text{実績判定期間の寄附金額}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \text{ 円}}{B \text{ 月}} \times 12 \geq 15 \text{ 万円}$$

(注意事項)

- ・ 指定審査の過程において、寄附者数及び寄附金額の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者数及び寄附金額の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いいたします。
- ・ 寄附者数は休眠預金等交付金関係助成金のみの寄附者を除き、寄附金額は同助成金額を除きます。

「指定基準チェック表③」（寄附者・寄附金基準用）記載要領

項目	記載要領	注意事項
寄附者の数	<p>「寄附者の数が 50 人以上である」欄</p> <p>各事業年度において、寄附者の数が 50 人以上である場合は「はい」、50 人未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、「a」から「c」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「a」から「c」）を示したものです。</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。</p> <p>なお、寄附者の数が 50 人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください（確認後は、□に✓を記入してください）。</p>	<p>寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。</p> <p>ア 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>イ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。</p> <p>ウ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。</p>
	<p>「寄附者の数」欄</p> <p>実績判定期間内の各事業年度における寄附者の数を、「a」から「c」の各欄に記載（実績判定期間が 2 年の法人は「a」及び「b」欄のみ記載）し、合計を「A」欄に記載します。</p>	
	<p>「実績判定期間の月数」欄</p> <p>実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。</p>
寄附金の額	<p>「寄附金の額が 15 万円以上である」欄</p> <p>各事業年度において、寄附金の額が 15 万円以上である場合は「はい」、15 万円未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、「a」から「c」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「a」から「c」）を示したものです。</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「寄附金の額」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。</p> <p>なお、寄附金の額が 15 万円以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください（確認後は、□に✓を記入してください）。</p>	<p>寄附金の額の算出に当たっては、次の点に注意してください。</p> <p>ア 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者からの寄附のみを数えます。</p> <p>イ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方からの寄附は寄附金の額に含めません。</p>
	<p>「寄附金の額」欄</p> <p>実績判定期間内の各事業年度における寄附金の額を、「a」から「c」の各欄に記載（実績判定期間が 2 年の法人は「a」及び「b」欄のみ記載）し、合計を「A」欄に記載します。</p>	
	<p>「実績判定期間の月数」欄</p> <p>実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。</p>

指定基準チェック表③（市民等からの支援に関する基準【従事者・時間数基準用】）（初葉）

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	--------	--------------

実績判定期間内の各事業年度中のボランティアの人数が年平均延べ50人以上で、かつ、ボランティアが当該事業に従事した時間の合計時間が年平均300時間以上であること。ただし、ボランティアの実人数は20人以上であること。

チェック欄

【留意事項】

- 1 ボランティアとは、無償で法人の特定非営利活動に係る事業に従事した者をいいます。
- 2 ボランティアの氏名及びその住所が明らかな人数及びその従事時間のみを数えてください。
- 3 実費相当額以上の額の金銭、物品その他の財産上の利益の供与を受けて事業に従事した場合は含めないでください。
- 4 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方がボランティアである場合、人数及び従事時間に含めないでください。

●ボランティア人数

	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
ボランティアの人数が延べ50人以上である	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
ボランティアの人数が実人数20人以上である	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 実費相当額以上の金銭等を受けて事業に従事した者を除いていますか。
- ボランティアの氏名及びその住所が明らかな人数のみを数えていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方がボランティアの場合、それらの方を人数から除いていますか。
- 貴法人の行う特定非営利活動に係る事業に従事した者のみを数えていますか。

○ 実績判定期間内において、ボランティアの延べ人数が年50人未満又は実人数が20人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均従事人数が50人又は20人以上かどうかを判定してください。

	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計	
ボランティア延べ人数	人	人	人	人	人	A	人
ボランティア実人数	人	人	人	人	人	B	人
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						C	月

$$\frac{\text{実績判定期間のボランティアの延べ人数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \text{ 人} \times 12}{C \text{ 月}} = \boxed{\quad} \text{ 人} \geq 50 \text{ 人}$$

$$\frac{\text{実績判定期間のボランティアの実人数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{B \text{ 人} \times 12}{C \text{ 月}} = \boxed{\quad} \text{ 人} \geq 20 \text{ 人}$$

(注意事項)

- ・ 指定審査の過程において、ボランティア数及び従事時間の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。

表③ (次葉)

●ボランティア従事時間

	①	②	③	④	⑤
従事した時間の合計時間が年平均300時間以上である	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 実費相当額以上の金銭等を受けて事業に従事した者の従事時間を除いていますか。
- 氏名及びその住所が明らかなボランティアの従事時間のみを数えていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方がボランティアの場合、それらの方の従事時間を除いていますか。
- 貴法人の行う特定非営利活動に係る事業に従事した時間のみを数えていますか。

○ 実績判定期間内において、従事時間が年 300 時間未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均 300 時間以上かどうかを判定してください。

従事した時間	①	②	③	④	⑤	合計	
	時間	時間	時間	時間	時間	A	時間
実績判定期間の月数						B	月
(注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。							

$$\frac{\text{実績判定期間の従事時間}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \text{ 時間} \times 12}{B \text{ 月}} \geq 300 \text{ 時間}$$

【記載要領】

項目	記載要領	注意事項	
ボランティア人数	「ボランティアの人数が延べ50人以上である」欄 「ボランティアの人数が実人数20人以上である」欄	各事業年度において、ボランティアの延べ人数及び実人数がそれぞれ50人・20人以上である場合は「はい」、50人・20人未満である場合は「いいえ」に○をします。 なお、「①」から「⑤」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。 実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。 なお、人数の判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください（確認後は、□に✓を記入してください。）。	ボランティアの人数の算出に当たっては、次の点に注意してください。 ア 実費相当額以上の金銭等を受けて事業に従事した者は含めません。 イ ボランティアの氏名及びその住所が明らかな人数のみを数えます。 ウ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は人数に含めません。
	「ボランティア延べ人数」欄 「ボランティア実人数」欄	実績判定期間内の各事業年度における従事者の延べ人数及び実人数を、「①」から「⑤」の各欄に記載（実績判定期間が2年の法人は「①」及び「⑤」欄のみ記載）し、延べ人数の合計を「A」欄、実人数の合計を「B」欄にそれぞれ記載します。	
	「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を「C」欄に記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。
ボランティア従事時間	「従事した時間の合計時間が年平均300時間以上である」欄	各事業年度において、従事時間の合計が300時間以上である場合は「はい」、300時間未満である場合は「いいえ」に○をします。 なお、「①」から「⑤」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。 実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。 なお、従事時間の判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください（確認後は、□に✓を記入してください。）。	従事時間の算出に当たっては、次の点に注意してください。 ア 実費相当額以上の金銭等を受けて事業に従事した者の従事時間は含めません。 イ 氏名及びその住所が明らかなボランティアの従事時間のみを数えます。 ウ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方の従事した時間は含めません。
	「従事した時間」欄	実績判定期間内の各事業年度における従事時間を、「①」から「⑤」の各欄に記載（実績判定期間が2年の法人は「①」及び「⑤」欄のみ記載）し、合計を「A」欄に記載します。	
	「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。

指定基準チェック表④（活動の対象に関する基準）

法人名		チェック欄
<p>実績判定期間における事業活動のうち次の共益的な活動の占める割合が50%未満であること</p> <p>ア 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>イ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ウ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>エ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>		
実績判定期間		
すべての事業活動に係る金額等	① (指標)
①のうちア～エの活動に係る金額等	②
ア	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	① a
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	① b
イ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	① c
ウ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	① d
エ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	① e
合計	(a+b+c+d+e)	① f
基準となる割合 (②÷①)		③

（注意事項）

- ・ 指定基準チェック表④は、条例 13 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、記載及び添付の必要があります。

「指定基準チェック表④」記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書（収支計算書）の事業費の合計金額（その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額）を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記ア～エの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「①～⑤」各欄共通事項	「①～⑤」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～⑤」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等④」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動（対価を得ないで行われるもの等を除きます。）に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申出に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名（法人・団体にあっては、その名称）が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者 ③ 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等⑥」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動（以下の①及び②に該当するものを除きます。）に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。）に対する助成	
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等③」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動（以下の①、②及び③に該当するものを除きます。）に係る金額等を記載します。 ① 便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動に係るもの ② 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ③ 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。）に対する助成	この表において「特定の地域」とは、一の市区町村の一部で地縁に基づく地域をいいます。
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑧」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑨」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

指定基準チェック表⑤（運営及び経理に関する基準）

（初葉）

法人名		チェック欄
運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること ア 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 イ 各社員の表決権が平等であること ウ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること エ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

ア

項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
区分	①	②	③	④	⑤
①	人	人	%	人	%
②	人	人	%	人	%
③	人	人	%	人	%
④	人	人	%	人	%
⑤	人	人	%	人	%
申出時	人	人	%	人	%

⑨ 各欄の人数等は、表⑤付表1「役員の状況」から転記してください。

イ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申出時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

（注意事項）

- ・ 指定基準チェック表⑤は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記イの記載の必要はありません。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません

表⑤（次葉）

ウ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 出 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は表⑤付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

エ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 出 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「指定基準チェック表⑤」記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
アの各欄	表⑤付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。 なお、「㉑」から「㉕」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	
イの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ウの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、表⑤付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
エの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

「役員の状況」 表⑤付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「@」から「©」及び「申出時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「@」から「©」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「@」から「©」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

指定基準チェック表⑥（事業活動に関する基準）

（初葉）

法人名		チェック欄
事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること ア 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと イ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記アの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ウ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること エ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

ア

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びアの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- ・ 指定基準チェック表⑥は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「指定基準チェック表⑥（次葉）」（ウ及びエ）の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

表⑥（次葉）

ウ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

③ 「ウ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標（面積割合等）及び単位を記載してください。

使用した指標	単位
-----	-----

- 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

エ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

※ウ、エについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を記載してください。

勘定科目	金額
	円

（注意事項）

- 「指定基準チェック表⑥（次葉）」（ウ及びエ）は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、記載及び添付の必要があります。

「指定基準チェック表⑥」記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項	
ア及びイの各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第⑥表付表1「役員等に対する報酬等の状況」及び2「役員等に対する資産の譲渡等の状況」を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「①」から「③」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「①」から「③」）を示したものです。</p>	
ウ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を④欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。	
	「事業費の総額①」欄	実績判定期間における活動計算書（収支計算書）の事業費の合計金額（その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額）を記載します。	
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	活動計算書（収支計算書）における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。	特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配分します。
エ	「受入寄附金総額①」欄	活動計算書（収支計算書）の収益（収入）の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限ります。）の合計を記載します。	受取寄附金は、実際に入金したのみ受入寄附金総額として計上します。
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。	一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に特定資産等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄に算入できます。
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が100%を超える場合は、100%と記載します。	

(注意事項)

- ウについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「事業費の総額①」欄、「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄に、それぞれ参入できます。
- エについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額①」欄、「受入寄附金のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄に、それぞれ参入できます。

役員等に対する報酬等の状況

表⑥付表 1

法 人 名	
-------	--

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注1)にある者（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

(注1) 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

1 役員等に対する報酬又は給与の支給

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円

(注2) 注①～③の内容を具体的に記述します。

2 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
---------	---------------

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
	円

法 人 名					
<p>1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。</p> <p>（注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>					
<p>(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）</p>					
取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容	譲 渡 年 月 日	譲 渡 価 格	そ の 他 の 取 引 条 件 等
【法人から役員等への資産の譲渡】					
				円	
				円	
【役員等から法人への資産の譲渡】					
				円	
				円	
				円	
<p>(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）</p>					
取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年 月 日	対 価 の 額	そ の 他 の 取 引 条 件 等
【法人から役員等への資産の貸付】					
				円	
				円	
【役員等から法人への資産の貸付】					
				円	
				円	
				円	

（注意事項）

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（表⑥付表2）」は、条例13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
【法人から役員等への役務の提供】					
				円	
				円	
				円	
				円	
【役員等から法人への役務の提供】					
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等

(注意事項)

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (表⑥付表 2)」は、条例 13 条第 1 項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例 13 条第 1 項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

指定基準チェック表⑦（情報公開に関する基準）

法人名		チェック欄
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>ア 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 （個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>イ 各指定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>エ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>オ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>カ 助成の実績を記載した書類</p>		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
		する	しない
ア	① 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも閲覧の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
イ	各指定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ウ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
エ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
オ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 5 者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
カ	助成金の支給を行った場合に事後に市長に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 指定基準チェック表⑦は、条例第 13 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、添付の必要はありません。

「指定基準チェック表⑦」記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。
「オ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

指定基準チェック表⑧⑨⑩

法人名	
-----	--

指定基準チェック表⑧（事業報告書等の提出に関する基準）

実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
①	②	③	④	⑤
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

指定基準チェック表⑨（不正行為等に関する基準）

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	申出時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
⑨ 指定基準チェック表⑨は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。					

指定基準チェック表⑩（設立後の経過期間に関する基準）

申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

（注意事項）

- ・ 条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、指定基準チェック表（⑧及び⑩）は、記載する必要はありません。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、指定基準チェック表（⑧及び⑩）の記載の必要はありません。また、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「指定基準チェック表⑧」記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「a」から「e」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「a」から「e」）を示したものです。

「指定基準チェック表⑨」記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「a」から「e」については、指定基準チェック表①に記載する各期間（「a」から「e」）を示したものです。

「指定基準チェック表⑩」記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

欠格事由チェック表

法人名		チェック欄
<p>指定又は指定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定又は指定の有効期間の更新を受けることができません。</p> <p>1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>ア 指定特定非営利活動法人が指定を取り消された場合、認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人、当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ウ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>エ 暴力団の構成員等^(注2)</p> <p>2 指定、認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（指定及び指定の有効期間の更新の申出時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります^(注3)）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
ア	指定特定非営利活動法人が指定を取り消された場合、認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人、当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
イ	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ウ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
エ	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	指定、認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
---	--------------------------------------	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
---	---------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	指定又は指定の有効期間の更新の申出時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	
-----	--

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人 数	寄附金充当 予 定 額